



外国での判決を香港において執行したいとき

ポール(5)スリランカのみが適応となります。
 残念ながら、アメリカやイギリスと同じく、日本は319条の指定国ではないために、319条例は適応されません。

二つ目はコモンロー(common law)判例法で香港の裁判所で該当海外判決に対して訴訟を起こす方法です。日本の場合、以下の条件の元、日本での訴訟で勝訴した側(以下:判決債権者)が日本訴訟で負けた側(以下:判決負債者)に対して香港で訴えることができます。

① BがAに30日以内に、合併会社の会計書類をAに開示すること。
 ② BがAに合併会社の株を30日以内、Aに譲渡すること。
 上記の①-②に関する判決(書類開示、株譲渡、取締役委任など)は固定合計の賠償金ではないために香港で執行できません。

例1: 日本で、Aは合併契約書違反でBを訴えた。日本の裁判所は以下の判決を下した。
 (1) BがAに300万円を賠償すること。この判決は固定合計の賠償金であるため香港で執行できます。

例2: Aは日本で販売契約の売掛金についてBを訴えた。日本の裁判所は以下の判決を下した。
 BがAに800万円を賠償すること。この判決は固定合計の賠償金であるため香港で執行できません。

日本の判決を香港で執行する手続き方法
 (1)日本の判決を元に、判決債権者が香港の裁判所で起訴を起す。(注1)
 (2)起訴状を判決負債者に送達する。
 (3)もし、判決負債者が28日以内に抗弁書を提出できなかった場合、あるいは抗弁書を提出したけれども、抗弁書の内容がいろいろ加減で抗弁にならない時は、判決債権者が欠席判決あるいは簡易判決(以下:香港判決)を申請することができる。(注2)

香港において、外国判決を執行する方法は二つあります。
 一つは成文法(Statute)である香港法律第319章: 海外判決(相互執行)条例(以下:「319条例」)による判決執行です。該当海外判決を香港高等裁判所原訟庭(Court of First Instance of the Hong Kong High Court)で登記申請すれば、該当登記済み、つまり、香港裁判所に承認された海外判決は香港

で香港判決と同じ効果があると見なされ、執行できます。該当15カ国で下された判決は香港で執行できます。一方、香港裁判所での判決も該当15カ国で執行できます。しかし、現在、15カ所の指定国/イギリス連邦地域

である(1)オーストラリア(2)オーストリア(3)ベルギー(4)バミュータ(5)ブルネイ(6)フランス(7)ドイツ(8)インド(9)イタリア(10)イスラエル(11)マレーシア(12)オランダ(13)ニュージーランド(14)シンガ

ポール(15)スリランカのみが適応となります。
 残念ながら、アメリカやイギリスと同じく、日本は319条の指定国ではないために、319条例は適応されません。

二つ目はコモンロー(common law)判例法で香港の裁判所で該当海外判決に対して訴訟を起こす方法です。日本の場合、以下の条件の元、日本での訴訟で勝訴した側(以下:判決債権者)が日本訴訟で負けた側(以下:判決負債者)に対して香港で訴えることができます。

① BがAに30日以内に、合併会社の会計書類をAに開示すること。
 ② BがAに合併会社の株を30日以内、Aに譲渡すること。
 上記の①-②に関する判決(書類開示、株譲渡、取締役委任など)は固定合計の賠償金ではないために香港で執行できません。

例1: 日本で、Aは合併契約書違反でBを訴えた。日本の裁判所は以下の判決を下した。
 (1) BがAに300万円を賠償すること。この判決は固定合計の賠償金であるため香港で執行できます。

例2: Aは日本で販売契約の売掛金についてBを訴えた。日本の裁判所は以下の判決を下した。
 BがAに800万円を賠償すること。この判決は固定合計の賠償金であるため香港で執行できません。

日本の判決を香港で執行する手続き方法
 (1)日本の判決を元に、判決債権者が香港の裁判所で起訴を起す。(注1)
 (2)起訴状を判決負債者に送達する。
 (3)もし、判決負債者が28日以内に抗弁書を提出できなかった場合、あるいは抗弁書を提出したけれども、抗弁書の内容がいろいろ加減で抗弁にならない時は、判決債権者が欠席判決あるいは簡易判決(以下:香港判決)を申請することができる。(注2)

以上の抗弁理由は非常に難しいので、多くの判決負債者が抗弁書を出さず、あるいは抗弁にならない抗弁書しか出せないため、判決債権者が欠席判決・簡易判決をもらうことが多い。

筆者紹介

ANDY CHENG
 弁護士 アンディチエン法律事務所代表
 米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
 www.andysolicitor.com
 info@andysolicitor.com

